

# 認知症高齢者等個人賠償責任保険について

## ～令和6年7月開始！～



### Q1 認知症高齢者等個人賠償責任保険とは？

**A** 認知症の高齢者などが偶発の事故により法律上の損害賠償責任を負った場合に、1事故につき1億円を上限にその損害賠償額の補償を受けることができる保険です。

### Q2 だれが加入できますか？

**A** 本市の住民基本台帳に登録があり、栗東市認知症高齢者等事前登録事業に登録している人が利用できます。「栗東市認知症高齢者等事前登録事業」については、「行方不明高齢者SOSネットワーク」のチラシをご覧ください。  
※特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・グループホーム・ケアハウス・介護医療院入居者の人、特定入居者生活介護を利用している人は対象外となります。

### Q3 加入するのにお金はかかりますか？

**A** 保険加入のための保険料を全て市で負担しますので、ご利用いただく際のお金の負担はありません。

### Q4 加入申請は誰でもできますか？

**A** 加入申請を行うことができる方は、対象者又は対象者の配偶者、4親等内の親族、同居の家族若しくは法定代理人です。また、申請手続きをするのが難しいなどの事情があれば、ケアマネジャー又は地域包括支援センター職員が申請を行うこともできます。

### Q5 加入申請に必要なものはなんですか？

**A** 申請書のみですが、栗東市認知症高齢者等事前登録事業に登録していない場合は同時にこちらにも申請する必要があります。  
また、事前に住民基本台帳を本市に登録する必要があります。詳しくは本市総合窓口課にお問い合わせください。

### Q6 保険はいつから使えますか？

**A** 加入申請をしていただいたのち、本市にてその申請の可否を審査いたします。  
審査の結果「承認」となれば、申請日に遡って保険をお使いいただけます。ただし、保険は申請いただいた日時以降に起こった事故にのみ適用されますので、ご注意ください。  
※郵送による申請の場合は、市役所に到達した日の午前8時30分からの適用となります。

## Q7 どのような事故のときに補償されるのですか？

**A** 加入者(被保険者)およびその監督義務者が次のような法律上の損害賠償責任を負った場合に、1億円を上限額に補償します。

(例)

- ・加入者が誤って線路に立ち入る等して電車等を止めてしまった
- ・加入者が誤って他人の財物を壊してしまった
- ・加入者が誤って他人にケガをさせてしまった

※補償対象となるかは事故発生後の示談交渉を行う保険会社の判断によります



## Q8 申請した際の本人の状況が変わったときは？

(施設へ入所した、転出した、亡くなった等の場合)

**A** 登録内容の変更・削除は、「栗東市認知症高齢者等事前登録事業」の変更に合わせて行います。まずは長寿福祉課地域支援係へご連絡ください。

## Q9 個人情報心配です。

**A** 目的以外の使用はしません。事故が起こった時にはじめて、皆様から加入申請時にいただいた情報を保険会社へ提供し、その後の示談交渉は保険会社が行います。

## Q10 加入後に事故を起こした場合はどうしたらいいですか？

**A** 市役所の平日開庁時間内に長寿福祉課地域支援係へご連絡ください。事故を起こされたのが休日・祝日であった場合も同様となります。ご連絡を受けたのち、保険会社担当者が対応・ご連絡を差し上げます。

## Q11 加入を取り消した後で、加入期間中に事故を起こしていたことがわかりました。保険を利用できますか？

**A** 事故の内容にもよりますが、保険を利用することが可能です。ただし、事故を起こされたのちに相手方と個人的な話し合いで双方合意の上、賠償金を既にお支払いされていた場合、同額の金額を保険で補償できない場合があります。事故を起こした際は、まずは長寿福祉課地域支援係までご連絡ください。

※認知症高齢者等個人賠償責任保険の保険会社は本市が年度ごとに契約します。このため、ご希望の保険会社と契約できるわけではありませんので、あらかじめご了承ください。なお、一度加入いただきますと、年度ごとの再申請は不要です。